

弘前お米とくらし応援券取扱店舗募集要項

I 趣旨

当市では、米の消費が年々減少する中、青森県産米（つがるロマン、まっしぐら、青天の霹靂又ははれわたりのいずれかをいう。以下同じ。）の消費を促進するとともに、物価高騰下における市民の家計負担の軽減を図ることを目的として実施する、弘前お米とくらし応援券（以下「応援券」という。）配布事業において、応援券取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）を募集するため、必要な事項を定めるものです。

II 応援券の概要

発行者	弘前市
発行総額	4億8,900万円
応援券額面	1冊3,000円 ※1,000円券×3枚
配布対象者	令和6年1月1日現在において当市の住民基本台帳に登録がある者
利用可能期間	令和6年3月1日から令和6年12月31日まで

III 応援券の利用制限

応援券は、次に掲げる物品の提供等を受けるために利用することはできません。

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号の製造たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上応援券の利用対象として発行趣旨にそぐわないもの

IV 取扱店舗の登録に係る事業者等の応募資格

- 1 取扱店舗の登録に係る事業者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。
 - (1) 弘前市内に店舗を有し、かつ、当該店舗において、応援券の取扱いができること。
 - (2) 取扱店舗の登録に係る事業者の応募時点において、1袋2キログラム以上の青森県産米（玄米又は精米。以下同じ。）を取り扱っていること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第340号）第167条の4第2項第2号に該当し、及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律（昭和

- 22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく公訴を提起されていないこと。
- 2 取扱店舗の登録に係る店舗は、次に掲げる事項に該当しないこと。
- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や事業の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗であること。
- (2) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者と認められる事業者の店舗であること。

V 応募申請及び登録

- 1 取扱店舗の登録を希望する事業者は、この要項の内容に同意の上、電子申請フォームにより、又は弘前お米とくらし応援券取扱店舗登録申請書兼誓約書(様式第1号)に必要な事項を記入した上で郵送若しくは持参により申請してください。

なお、大型店、量販店、チェーン店、系列店等市内に複数店舗を有する事業者については、店舗ごとに申請が必要です。

- (1) 電子申請フォーム：

https://apply.e-tumo.jp/city-hirosaki-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11379

- (2) 郵送：〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市農林部農政課 弘前お米とくらし応援券配布事業担当

- (3) 持参：(2)に同じ

※可能な限り、電子申請をお願いいたします。

- 2 募集期間

令和5年12月20日(水)から令和6年1月31日(水)まで

※1月12日(金)までに申請いただくと応援券郵送時に同封するチラシに店舗名が掲載されます。1月13日(土)以降の申請は、原則、市ホームページのみでの紹介となります。

- 3 登録の決定

申請のあった事業者については、市の審査を経て取扱店舗の登録を決定し、弘前お米とくらし応援券取扱店舗登録決定通知書(様式第2号)を送付します。なお、後日、取扱店舗には店頭に掲示するポスター及びステッカーを配布します。

- 4 登録の取消し

上記3の登録後であっても、次に掲げる場合に該当する場合は、市の審査により登録を取り消す場合があります。なお、市はこの場合において生じた損害に対して賠償の責めを負いません。

- (1) 登録申請の内容に虚偽、不備等があった場合
(2) 誓約事項を遵守しなかった場合

VI 応援券取扱い厳守事項

- 1 応援券は、次に掲げる商品を購入する際に利用できます。
 - (1) 1袋2キログラム以上の青森県産米（ペットボトルに入った米やパックごはんを除きます。）
 - (2) 上記(1)と同一会計内にある商品（Ⅲの各号に掲げるものを除きます。）
- 2 応援券と現金の交換はできません。
- 3 応援券額面未満の利用であっても、釣銭は渡さないでください。
- 4 不足分等は現金等で受領してください。
- 5 利用可能期間を過ぎた応援券は利用できませんので、受領しないでください。誤って受領した場合は換金ができず、取扱店舗の負担となりますので、ご注意ください。
- 6 応援券を受領した場合は、再流出を防止するため、応援券の「取扱店舗」欄に店舗印を押印してください。
- 7 受領した応援券の盗難、紛失若しくは滅失又は偽造、変造若しくは模造については、市は責任を負いません。

VII 取扱店舗の責務等

- 1 取扱店舗であることが明確になるよう、市が提供するポスター及びステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 2 確認用として配布する応援券の見本は、取扱店舗で応援券を取り扱う全ての方に周知してください。
- 3 応援券は、受領する前に偽造等がされていないかを必ず確認してください。応援券には、偽造防止策を講じています。偽造防止策が確認できない場合や色合いが明らかに違う場合、カラーコピーでの複写が分かる場合など、偽造をされた応援券と判別できる場合は、応援券の受領を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、市農林部農政課応援券配布事業担当（電話：0172-40-0504）へ連絡してください。
- 4 応援券を受け取った際、既に店舗印があるものについては、受領を拒否してください。
- 5 応援券の交換及び売買は行わないでください。
- 6 応援券の取扱いに関して、市から指示があったときは、それに従ってください。
- 7 応援券の利用可能期間中は、取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事業がない限り途中辞退は認められません。
- 8 応援券の利用に関し、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責めに帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。

VIII 換金

1 換金期間

令和6年3月から令和7年1月末まで

2 換金方法

取扱店舗は、市が指定する窓口に対し、交付申請書兼請求書に利用済応援券を添えて提出してください。なお、換金は口座振込とし、振込手数料は市が負担します。

※利用済応援券の換金、保管、管理の方法については、市が提供する取扱いマニュアルに従って処理してください。

3 換金手数料

換金手数料は、無料です。

4 入金予定日

換金は毎月2回を予定しています。なお、各振込みの日程については、別途お知らせします。

IX その他

1 他の商品券や割引券との併用については、取扱店舗の判断により可否を決定していただいて構いません。

2 取扱店舗登録申請の際に市が取得した店舗情報、個人情報については、本事業実施の範囲内において使用します。

3 この要項に定めるもののほか、応援券配布事業、応援券取扱店舗の募集その他必要な事項は、市が別に定めるものとします。

附 則

この要項は、令和5年12月20日から施行します。